

# 鳥取縣公報

第一千百五號

昭和十五年二月十六日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

## 縣令

### ◇鳥取縣令第七號

鳥取縣立倉吉商業學校學則左ノ通定ム

昭和十五年二月十六日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

鳥取縣立倉吉商業學校學則

第一章 總 則

第一條 本校ハ商業學校規程ニ依リ商業ニ從事セムトスル者ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 修業年限ハ五箇年トス

第二章 學年、學期授業日數休業日

第三條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四條 學年ヲ分テ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ニ始マリ七月三十一日ニ終ル  
 第二學期 八月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル  
 第三學期 一月一日ニ始マリ三月三十一日ニ終ル  
 第五條 休業日ハ左ノ如シ但シ學校長ニ於テ必要ト認メタル場合ニ於テハ知事ノ認可ヲ得テ冬夏期休業日ヲ變更シ又ハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得  
 一 一月一日及昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル祭日祝日

二 日曜日

三 開校記念日 五月十三日

四 春期休業日 自三月二十四日 至四月二日

五 夏期休業日 自七月二十一日 至八月三十一日

六 冬期休業日 自十二月二十六日 至翌年一月八日

第三章 學科目、學科課程及授業日數

第六條 學科目ハ左ノ如シ

修身、公民科、國語、數學、地理、歷史、理科、英語、体操、圖書、商事要項、簿記、商品、商業文、商業算術、商業法規、商業英語、商業實踐、經濟事情、支那語產業及拓殖、特殊研究

第七條 學科課程及每週授業時數ハ別表ニ依ル

第四章 入學、休學、退學

第八條 生徒ヲ入學セシムベキ時期ハ學年ノ初メリ三十日以内トシ募集人員及募集日等ハ其ノ都度之ヲ廣告ス

他ノ同種ノ學校ヨリ轉入學ヲ志望シタルトキハ缺員アル場合ニ限り相當學年ニ入學ヲ許可スルコトアルベシ

中途退學シタルモノ一箇年以内ニ再入學ヲ志望シタルトキハ原學年以下ノ學年ニ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第九條 第一學年入學志願者ハ年齡十二歲以上ノ男子ニシテ尋常小學校卒業又ハ檢定ニヨリ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ成業ノ見込確實ナルモノニ限ル

第十條 第一學年入學志願者ノ數入學セシムベキ人員ヲ超過スルトキハ出身小學校長ノ報告ニ基キ人物考查並身體検査ノ成績ヲ參酌シテ之ヲ選拔ス

第十一條 入學志願者ハ第一號様式ノ願書ニ第二號様式ノ履歷書及入學考查料金貳圓ヲ添付シ出身小學校長ヲ經由シテ學校ニ差出スベシ

既納ノ考查料ハ何等ノ理由アルモ之ヲ還付セズ

第十二條 入學許可ヲ得タルモノハ第三號様式ノ證書ニ戶籍謄本ヲ添付シ學校ニ差出スベシ  
 親權者若ハ後見人ノ住所ガ倉吉町外ニアルトキハ別ニ倉吉町内ニ居住身シ元確實ナル代理者ヲ定メ誓約書ニ連署セシムベシ

學校長ニ於テ前項ノ代理者ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ變更セシムルコトヲ得

第十三條 生徒ニ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ニヨリ又ハ懲戒ノ爲引續キ三箇月以上出席セザルトキハ學校長ハ其ノ學年間休學ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 生徒退學セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ親權者若ハ後見人連署ニテ學校長ニ願出

デ許可ヲ受クベシ

第十五條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ズ

- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三 引續キ一箇年以上缺席シタル者
- 四 正當ノ理由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者
- 五 出席常ナラザル者

第五章 成績考查

第十六條 各學年ノ課程ノ終了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第十七條 全學科目ノ課程ヲ卒業セル者ニハ第四號書式ノ卒業證書ヲ授與ス

第六章 賞 罰

第十八條 學年内ノ成績優等ニシテ平素ノ操行方正ナル者ハ學校長ニ於テ之ヲ特待生トナシ又ハ之ヲ褒賞スルコトアルベシ

第十九條 學校ノ内外ヲ問ハズ生徒タルノ本分ニ違背シタル者ハ其ノ情狀ニ依リ學校長ニ於テ左ノ懲戒ニ處ス

- 一 譴責
- 一 謹慎
- 一 停學
- 一 退學

第七章 授 業 料

第二十條 授業料ハ一箇月金四圓五拾錢トス

但シ他府縣ヨリ通學スルモノ若ハ本校ニ在學スル爲特ニ本縣ニ住居ヲ有スル者ニ在リテハ金五圓參拾錢トス

第二十一條 授業料ハ毎月七日迄ニ納ムベシ

但シ一月及四月ハ十二日迄トス  
休業若ハ休學全月ニ涉リタルトキハ其ノ月ノ授業料ハ徴收セズ

第二十二條 授業料納期後五日ヲ過ギ仍ホ之ヲ納付セザルモノハ出席ヲ停止ス  
但シ出席停止中ト雖モ授業料ハ免ゼズ

授業料納期後滞納六十日ニ及ブトキハ學籍ヲ除ク  
前項ニヨリ學籍ヲ除キタル者ニ對シテハ授業料ヲ追徴セズ  
他府縣ノ同種實業學校ヨリ轉學又ハ入學セル者ニ對シテハ其ノ月ノ授業料ヲ徴收ス  
但シ鳥取縣立同種實業學校ヨリ轉學又ハ入學セル者ニシテ以前在學セル學校ニ於テ之ヲ納付セシ場合ニ在リテハ其ノ月ノ授業料ハ重ネテ之ヲ徴收セズ

第八章 寄 宿 舍

第二十三條 寄宿舎ニ入舎セシムルハ生徒ノ希望又ハ校命ニ依ル

第二十四條 寄宿舎生徒ハ學校長ノ定ムル所ニ依リ食費及舎費ヲ納付スベシ

第二十五條 入舎者ハ退舎セムトスル者ハ親權者若ハ後見人又ハ代理人ノ連署ヲ以テ學校長ニ願出デ許可ヲ受クベシ

第九章 附 則

第二十六條 本令ハ昭和十五年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス  
 第二十七條 本令ニ關スル細則ハ學校長之ヲ定ム  
 第二十八條 本令施行ノ際現ニ在學セル生徒ニ課スベキ學科目及其ノ程度並ニ每週授業時數ニ關シ  
 テハ學校長ニ於テ從前ノ規定ヲ斟酌シテ之ヲ定ムルコトヲ得

學科程度及每週授業時數

學科目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年		第五學年	
	每週授業時數	課程	每週授業時數	課程	每週授業時數	課程	每週授業時數	課程	每週授業時數	課程
修身	一	國民道德ノ要領作	一	同上	一	同上	一	國民道德ノ要義作	一	同上
公民科							二	國民生活ノ要旨	二	同上
國語	七	講讀(漢文ヲ含ム)作文習字	六	同上	六	講讀(漢文ヲ含ム)作文習字	三	講讀(漢文ヲ含ム)作文	三	同上
數學	五	算術代數珠算	四	代數、幾何珠算	四	同上	二	幾何珠算	一	珠算
地理	二	日本地理	二	外國地理	一	地理概說				

學科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年					
歷史	二	國史	二	東洋史	一	西洋史	二	國史		
理科	二	博物	二	同上	二	物理	二	化學		
英語	五	讀解、習字	五	讀解會話作文	五	讀解會話作文	三	讀解會話作文	三	讀解會話
體操	五	體操教練	五	同上	五	同上	五	同上		
圖畫	一	自在畫	一	用器畫	一	圖案				
商事要項		一	商事要項	二	同上	二	同上			
簿記		二	商業簿記	三	同上	三	銀行簿記	二	會計學	
商業品								二	重要商品	
商業文			一	商業文	一	同上				



第三號 書式

印紙 誓約書

某儀入學御許可相成候ニ付テハ御校則ヲ確守シ  
勉學候ハ勿論妄ニ中途退學仕間敷候依テ誓約如  
件

本籍 府縣郡市町村番地  
寄留 (同上)

戸主 (親族關係)

年 月 日

氏 名 印

前書ノ通遵守致サスベキハ勿論尙本人在學中ニ  
係ル一切事件ハ拙者引受可申候也

本籍 府縣郡市町村番地

寄留 (同上)

親權者若ハ後見人 氏 名 印

鳥取縣立倉吉商業學校長 何 某 殿

第四號 書式

卒業證書

氏 名

生年月日

右者本校ニ於テ商業學校ノ課程ヲ履習シ正ニ其  
ノ業ヲ卒ヘタリ依テ之ヲ證ス

年

印月校 日

鳥取縣立倉吉商業學校長 位勳爵 氏 名 印

第 何 號

鳥取縣令第八號

賃金統制令施行細則左ノ通定ム

昭和十五年二月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄  
賃金統制令施行細則

第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)賃金統制令施行規則(以下規則ト稱ス)又ハ本令ニ依リ知事

ニ提出スベキ書類ハ正副二通ヲ作成シ工場又ハ事業場所在地所轄警察署長ヲ經由スベシ

第二條 令第四條ノ規定ニ依ル賃金規則ハ規則第二條所定事項ノ外左ノ事項ヲ具シ速ニ届出ズベシ

一 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地、及事業ノ種類

二 事業主ノ氏名及住所(法人タル事業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表

者ノ氏名)

三 常時使用スル男女別労働者數

第三條 規則第六條第二號ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケントスルトキハ身體障碍ノ程度ヲ證明スベキ醫

師ノ診断書ヲ添付シ別記様式第一號ニ依リ申請スベシ

規則第六條第三號ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケントスルトキハ別記様式第二號ニ依リ申請スベシ

第四條 規則第七條第一項ニ依ル賃金臺帳ハ別記様式第三號ニ依ルベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00205

別記様式 第一號

賃金統制令施行規則第六條第二號ニ依ル許可申請書

工場又ハ事業場名		所在地		常時使用スル男		常時使用スル女		計	
事業ノ種類		女別労働者數		支給セント スル賃金		身體障害 ノ程度		備考	
氏名		生年月日		雇入年月日		職 種		申請事由	
項 事 請 申		支給セント スル賃金		身體障害 ノ程度		備考			

右賃金統制令施行細則第三條第一項ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日

事業主氏名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タ  
ル事務所所在地及代表者ノ氏名)

鳥取縣知事 殿

00206

別記様式 第二號

賃金統制令施行規則第六條第三號ニ依ル許可申請書

工場又ハ事業場名		所在地		常時使用スル男		常時使用スル女		計	
事業ノ種類		女別労働者數		支給セント スル賃金		申請事由		備考	
氏名		生年月日		雇入年月日		職 種		申請事由	
項 事 請 申		支給セント スル賃金		身體障害 ノ程度		備考			

右賃金統制令施行細則第三條第二項ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日

事業主氏名 (法人ニアリテハ其ノ名稱、主タ  
ル事務所所在地及代表者ノ氏名)

鳥取縣知事 殿





00209

一 募集人員

文科 二五名  
理科 四〇名

一 出願者資格

中學校第四學年修了者以上

一 出願期間

昭和十五年二月十日ヨリ二月末日迄

◆鳥取縣告示第九十一號  
米穀生產費調查員左ノ通解囑セリ

昭和十五年二月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

擔當調査區域

職務執行ノ場所

氏 名

解囑年月日

氣高郡美穗村

美穗村役場

表 藤 市

昭和十五年二月七日

◆鳥取縣告示第九十二號

米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑ノリタリ

00210

昭和十五年二月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
國岡濱吉	隱岐經壯	八頭郡智頭町 富澤區	八頭郡智頭町役場	昭和十五年 二月九日
和田善藏	柴田古己	八頭郡智頭町 土師區	八頭郡智頭町役場	同
大西甚一	落合林平	氣高郡大正村	氣高郡大正村役場	同
木下一	竹内音藏	氣高郡豊實村	氣高郡豊實村役場	同
田中正雄	西田延次	東伯郡南谷村	東伯郡南谷村役場	同
吉田堅一	高見喜代造	西伯郡光徳村	西伯郡光徳村役場	同
引田光雄	山崎定義	東伯郡中北條村	東伯郡中北條村役場	同

◆鳥取縣告示第九十三號  
管下鳥取市古市德永千代治ニ對シ二月七日付養豚家免商免許鑑札ヲ左ノ通下付セリ

昭和十五年二月十六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

- 一 鑑札番號 第六拾五號
- 一 取扱家畜 豚及家兔 兔毛皮

◆鳥取縣告示第九十四號

鳥取縣立機械工訓育所ニ昭和十五年四月入所セシムベキ生徒左ノ要項ニ依リ募集ス

昭和十五年二月十六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣立機械工訓育所生徒募集要項

一 募集人員 二十五名

內 旋盤工科 一〇名

仕上工科 一〇名

製圖工科 五名

一 願書受付期限

自二月二十日

至三月二十日

一 考查期日

自三月二十五日

至三月二十六日

一 考查場所

鳥取市吉方 鳥取縣立機械工訓育所

備考

入所案内希望者ハ鳥取縣立機械工訓育所返信料三錢添付申出ズベシ

00212

◆鳥取縣告示第九十五號

昭和十四年十二月五日鳥取縣告示第七百四十六號昭和十五年度海軍志願兵徵募ノ件左書第三號徵募  
検査日時及検査區中検査場所東伯郡倉吉町成徳尋常小學校ヲ東伯郡倉吉町明倫尋常小學校ニ變更ス

昭和十五年二月十六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

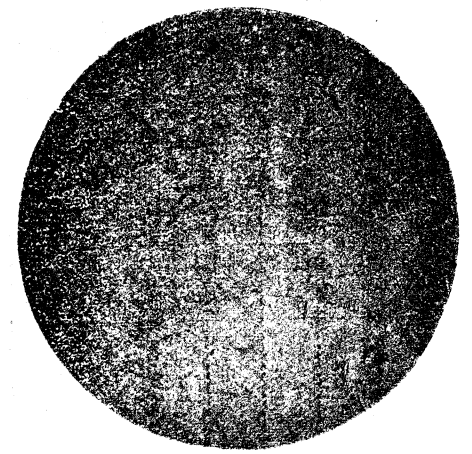
00211

00213

鳥取縣公報 第一千五百五號 昭和十五年二月十六日 (第三種郵便物認可) 二〇

00214

# 事變特報



舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

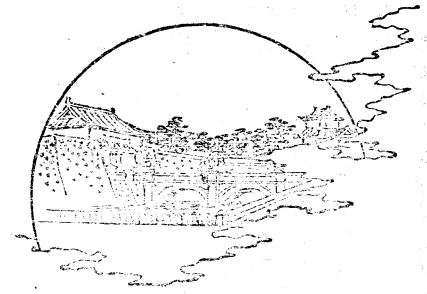
彙報 第四十一號

鳥取縣公報 第一千五百五號 昭和十五年二月十六日 (第三種郵便物認可) 二一

### 次 目

- 一 皇紀二千六百年の  
紀元節を迎へ縣民の覺悟を望む……………(知事官房) 二三頁
- 一 御下賜金傳達式並表彰式……………(同) 二七頁
- 一 支那事變の將來……………(時局課) 三六頁
- 一 我が國の人口問題について……………(社會課) 三九頁
- 一 縣下中等學校入學者選拔實施日割……………(學務課) 四二頁
- 一 海軍整備科豫備練習生の募集について……………(社寺兵事課) 四五頁
- 一 禁酒・節酒の必要……………(時局課) 四八頁
- 一 軍國母子の姿……………(社會課) 五一頁
- 一 紀元二千六百年記念大講演……………(時局課) 五四頁

局時れ切り乘・制統れ守



### 皇紀二千六百年の

### 紀元節を迎へ

### 縣民の覺悟を望む

神武天皇大和の橿原宮に大日本帝國第一代の天皇として御即位遊ばされてより茲に二千六百年、去る二月十一日を以てこの意義深き紀元節を迎へまして、萬民擧つてはるかに肇國の古を偲びまつると共に謹みて 寶祚の無窮と 聖壽の高歳を祝福致し、益々忠誠を瘁して國體の精華を發揮することに努むべきをお誓ひ申した次第であります。

この輝かしき佳節にあたり、かしこきあたり

におかせられましたは我々一億國民に對して有りがたくも優渥なる詔書を下し賜はも、我等國民の嚮ふべきところを御垂示あらせられました眞に恐懼感激にたへない次第であります。内閣も亦同日告諭を發して國民ひとしく同心協力して 聖旨を恪遵し、時艱を克服して國家興隆の成果を擧ぐるを期すべき旨を諭されて居ります而して本縣に於ても縣民一同 聖旨に副ひ奉りて皇運輔翼の大義を致すべく、近く知事より告

00217

諭を發せられる筈であります。尙同日長くも特  
に恩赦の 大詔を換發あらせられ、我が皇基愈  
々固く國運益々盛んなる憚びを、罪を犯せる人  
達にさへ頒たせ給ひましたこと、 聖徳の洪大  
無邊なるまことに感激の極みであります。  
熟々考へまするに、世界に國をなすもの多  
いうちに、その何れを見るも變轉極りない興亡  
の歴史を辿つて、今日最も古いと云はれてゐる  
國にしても僅々五六百年に過ぎない中に、ひと  
り我が國のみが天祖 天照大神より連綿として  
皇統一系、天日燦として無窮の太古より永遠の  
未來に涉りて動かざる如く、君民一體の渾然た  
る理想的國體と、肇國以來生々發展の榮光に輝  
く歴史のまに、萬邦無比の大日本帝國は嚴存  
し、そして天祖の神勅のまゝに天壤と共に寶祚  
益々隆にして宇内に輝きましますこと、まことに  
神ながらの尊き御國でありまして、生をこの神  
國に享けたる我々國民の光榮眞に感激の外あり  
ません。

申すまでもなくこの二千六百年は 神武天皇

御即位の年よりの年數でありまして、それより  
以前の事は遙かにしてこれを計り知るを得ない  
のであります。この悠遠の昔より繼承して無限  
の將來に傳ふべき我が尊嚴なる國體と致しまし  
ては、二千六百年は百年を單位とする一區劃で  
はありますが、世界の歴史に鑑み、又人生一代  
を顧みまするときは、吾々としてこの意義深き  
年を迎へましたこと實に千萬無量の歡喜を感ぜ  
ずには居られないのでありまして、上下舉つて  
記念すべき年として祝賀いたします所以も亦茲  
にあるのであります。

然しこの紀元二千六百年に當つて、吾々は徒  
らに過去の輝かき歴史のみに眩惑してはなり  
ません。この輝く日本を承けついで現在に生を  
得た吾々と致しましては、この伸びに伸びて來  
た我が日本の原由を考へて、今後益々榮えに榮  
え行くべき日本の躍進への礎を据えねばならぬ  
尊い義務があるのであります。輝かき日本の  
光榮ある二千六百年は、來るべき躍進への出發  
點なのであります。

00218

我が國は今や新東亞建設の大事業に邁進して  
居りますが、この曠古の偉業を成し遂げねばな  
らない今事變の第四年が、この紀元二千六百年  
に相當しましたことは眞に意義深いものであるを  
感ずるのであります。

抑々今次事變の完遂は我が國のこれまでに未  
だかつて無い大事業であります。東亞新秩序の  
建設と云ふことは今や國內至る處で用ひられて  
ゐる言葉であります。これには實に容易なら  
ぬ幾多の障礙があることを覺悟しなければなり  
ません。

今更申すまでもありませんが、我が東洋は今  
や世界の強大國の競争の巻となるべき趨勢に置  
かれて居ります。近世に於て世界のあらゆる國  
々を征服して自己の傘下に置き、その強大をい  
たした歐米諸國は、その飽なき征服慾に依つて  
僅かに殘されたる東亞の地をも貪婪の餌食と  
して、こゝにその覇權を樹立しようとして居る  
のであります。昨年勃發した歐洲戰亂の爲に一  
時この侵略の手を牽制されては居りますが、到

應その志を放擲するものではありません。否、  
匆忙多端の戰亂の中に於てもあらゆる手段をつ  
くして我が聖戰を妨げて居ることは御承知の通  
りであります。

元來西洋文明は自由主義、利己主義の下に築  
かれたるものでありまして、自由主義、利己主  
義の究極は弱肉強食永遠に争鬪の世界を展開せ  
ずには居りません。我が大日本帝國肇國の理想  
は大和共存にあるのでありまして、 神武天皇  
建國の道も、大義をわきまへぬ者に對しては  
「ことむけ」て正義に聽従せしめ、尙頑冥にして  
「まつろはぬ」ものには鐵鎚を用ひ覺醒せしめて  
「しらし」給ふにありました。即ち戰は慈愛に出  
で、その目的は四海の和にあります。「八紘を  
掩ひて宇とする」大理想はこれ世界の大同に外  
なりません。今次の支那事變も全くこの大同の  
精神より發するものであります。東亞の新秩序  
建設は即ちこの大同の精神によつて東洋を歐米  
貪婪の手から救ひ、以て東洋永遠の平和を確保  
しようとするにあります。斯くすることこそ東

亞濊億の民生安寧の源泉であり、やがては我が大和民族存立の唯一の手段であります。東亞大陸の地が西人蹂躪の巷となれば、即ち我が大日本帝國の存立をも危くするに至ること火を見るよりも明らかなる處であります。

然るに蔣介石政権はこの日本の眞精神を理解することを爲し得ないで、飽くまで排日抗日の策を棄てず、且つその爲に歐米の自由主義政策に便乗してしかもその傀儡となりつゝあるのでありまして、是れ全く自ら支那を亡し東洋を歐米自由主義の蠶食に委し、延いては我が帝國の存立を危うせんとするものでありますから、我が國は何處までも全國力を賭してもこの大業を完成しなければならぬのであります。即ち今次の東亞新秩序建設の業が如何に建國以來の大事業であるか明らかな事であります。

従つてこの大事業を完成する爲には實に幾多の容易ならぬ荆棘の道を歩まねばならぬことは申すまでもありません。今や我が國は聖戰遂遂に伴ふ必然の措置として極度の經濟統制を必要

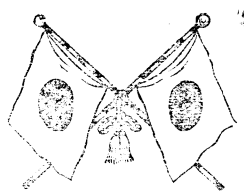
として居り、生活必需品の不如意は刻々に深化されつゝあります。又同時に悪性インフレーション防止と莫大な戦費の國內調達爲に強力なる低物價政策が採られんとしてゐますが、一面には人的資源拂底による般賑産業方面の質銀昂騰の傾向と共に種々の困難な事態の發生が窺はれます。この間に在つて國民の内に國家の大事を考へないで眼前の營利に迷ふ者があつては、國家の前途益々艱難を加へざるを得ません。吾々國民は充分今事變の重大性を體認して誠心誠意滅私奉公、前線銃後を問はずこの聖戰遂行の爲に一身一家を捧げて邁進しなければならぬのであります。

本縣は昨年未曾有の大旱天に見舞はれまして各方面に多大の被害を被つたのであります。農家始め關係各方面の深甚なる努力によつて、着々對策の實を擧げつゝありますことはまことに感激に堪へません。縣民各位は益々自肅自誠せられまして時艱を克服すると共に、この聖戰に伴ふ諸種の國策を充分諒解せられ、これに協

力しこの大業完遂に必要な銃後の護りに全力を傾倒せられんことを希望する次第であります

東洋新秩序の建設は實に世界の大轉換でありまして、我が國は今その原動力として世界注視の中に立つてゐます。聖戰第四年のこの紀元二千六百年は正にこの大事變の處理に邁進すべき年でありまして、前にも申したやうにこの二千六百年は輝かしい日本歴史の讃仰の年であると共に世界的に伸展すべき次の歴史の新しい發足點であります。まことにこの意義深い年に生れ合せて吾々の生甲斐を感じざるを得ません。

茲に輝かしき皇紀二千六百年の紀元節を迎へまして、吾々は今次事變の精神が全く二千六百年前の 神武天皇建國の大理想と全くその軌を一にするものであることを思ひ、この事變の處理の道が明るい希望に輝いて居ると共に、苦難の道であり荆棘の道であることを痛切に認識して、國民等しく堅忍持久滅私奉公の誠を效して盡忠報國に邁進しなければならぬと信する次第であります。



御下賜金  
傳達式  
並  
表彰式

光輝ある紀元二千六百年紀元節の當日午前十一時本縣に於ては縣會議事堂にて御下賜金傳達式並に各種の表彰式を最も嚴肅裡に舉行せられた。參列者一同着席して皇居遙拜の後御下賜金傳達、高松宮賜品傳達、農林大臣選奨狀傳達、商工大臣選奨狀傳達、國民貯蓄奨勵局長官表彰狀傳達に次ぎ縣に於ける篤行者その他各種功勞者の表彰狀授與及獎勵金品、木杯等の授與があつて後知事の告辭あり、次で來賓鳥取地方裁判所長の祝辭及拜受者受賞者總代として楠城嘉一氏答辭を述べ午後零時四十分この榮ある式を終了し、一同は縣廳立關前に於て記念の撮影を行つて散會した。

當日御下賜金及賜品選獎狀の傳達並に表彰を受けた榮譽の諸氏及團體は左の如くである。

一、御下賜金傳達

- 鳥取市東町財團鳥取育兒院
- 東伯郡倉吉町同法人因伯保兒院
- 八頭郡若櫻町慈向團託兒所
- 西伯郡名和村名和共愛託兒所
- 鳥取市瀧山稻葉託兒所
- 岩美郡宇倍野村岡益岡益心光婦人會託兒所
- 岩美郡倉田村馬場馬場農繁託兒所
- 氣高郡正條村濱村託兒所

御沙汰書 (各通)

今般其ノ事業御獎勵ノ思召ヲ以テ金壹封下賜候事

昭和十五年二月十一日

宮内省

二、高松宮賜品傳達

- 地方自治 八頭郡西鄉村中井勳六等坂本頼藏
- 地方振興 八頭郡山鄉村福原玉木松太郎
- 地方自治ノ爲盡力尠カラザル趣
- 地方振興ノ爲盡力尠カラザル趣

宣仁親王殿下ノ聞達シ功勞表彰ノ思召ニ依リ有栖川記念厚生資金ヲ以テ銀製花瓶壹個賜與相成候也

昭和十五年一月十五日

高松宮附宮内事務官 吉島六一郎

三、農工商大臣選獎狀傳達

- 岩美郡倉田村書記 種田幸吉
- 八頭郡池田村助役 山野知秀
- 西伯郡大山村統計調査員 尾倉藤吾
- 日野郡米澤村同 山下尾廣太
- 東伯郡下鄉村同 山下輝

選獎狀 (各通)

多年農林統計調査ニ從事シ精勵恪勤常ニ研鑽ニ努メ以テ農林統計ノ改善刷新ニ貢獻シタル功績顯著ナリ將來一層奮勵以テ本調査ノ實績向上ニ盡瘁アラシムコトヲ望ム

右選獎シ木杯 (壹組) 授與ス

昭和十五年二月十一日

農林大臣 從三位勳二等 島田俊雄

選 獎 狀  
 右者多年商工統計調查事務ニ從事シ其ノ功績顯著ナリ  
 仍テ茲ニ選獎シ賞杯壹組ヲ授與ス  
 昭和十五年二月十一日

商 工 大 臣

四、國民貯蓄獎勵局長官表彰狀傳達

國民貯蓄獎勵局長官表彰狀	表彰狀	貯蓄券	日野郡米澤村	宮市國民貯蓄組合
同	同	同	氣高郡小鷺河村	矢原貯蓄組合
同	同	同	同	河內第一貯蓄組合
同	同	同	同	國森一
同	同	同	八頭郡國英村	梶川保憲次郎
同	同	同	氣高郡小鷺河村	前田保
同	同	同	西伯郡餘子村	稻岡勝太郎
五、褒狀、表彰狀	表彰狀	表	授與	山根治
篤行表彰褒狀	褒狀	金一封	氣高郡鹿野町	山根治
自治功勞選獎狀	選獎狀	木杯一組	鳥取市立川町	楠城嘉一
同	同	同	東郷村組合村長	益田嘉吉
			松崎村	

普通教育功勞	同	同	鳥取縣公立小學校訓導正七位藤繩	兼鳥取縣公立小學校長勳七等
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
教育功勞	同	同	西伯郡日吉津村學務委員勳七等	鳥取縣公立青年學校教諭從六位
同	同	同	兼公立青年學校校長勳六等	兼公立青年學校校長勳六等
神社功勞	同	同	氣高郡中郷村	鄉社神前神社社司
同	同	同	八頭郡國英村	村社國英神社氏子總代
同	同	同	西伯郡宇田川村	村社宇田川神社氏子總代
統計功勞	同	同	西伯郡春日村書記	勳八等森田虎藏
同	同	同	同	同
方面事業功勞	同	同	岩美郡大岩村	石指多津美享
衛生功勞	表彰狀	同	大阪市西淀川區海老江上一醫士	有馬賴吉
同	同	同	丁目有馬研究所長	博士
同	選獎狀	同	岩美郡田後村長	濱松喜代平
同	同	同	米子市役所掃除監督	古好善代
同	同	同	鳥取市元魚町	尾崎篤次郎
國民精神總動員運動功勞	同	貯蓄債券	東伯郡倉吉町大字	河田茂代



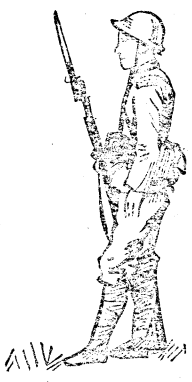




れたのでありまして、此の多事多難なる事變下の情勢に於て、實に諸氏の如き常に堅忍不拔の氣魄と自強息むなき功勞に對しまして、衷心より感謝と敬意を表するのであります。

各位希くは自重加餐せられまして益々其の責務に邁進せられ、國本の培養、國家總力の進展並に銃後の援護に協力寄與し、以て國運の發展と聖戰目的達成の爲報效の誠を輸され、而して本日之光輝ある榮譽を有意義に終始せられます様切に望んで止まざる次第であります。

一言所懐を述べて告辭と致します。



支那事變の將來はどうか。それを具體的

支那事變の將來はどうか。それを具體的

に知るためには事變處理の大方針と日本の情勢と、支那及び第三國の動きとを照し合せつゝ、次の様な問題を研究する必要がある。

蔣政權の始末

その第一は抗日國民政府即ち蔣政權の後任を如何にするかの問題であります。連戰連敗中原を失ひ、制空權並に制海權を失つて海の正面よりする援蔣第三國との連絡を遮断され、重慶の輿地に遁走した國民政府は、全く地方の一政權に過ぎないことは勿論であります。彼が果して近き將來に親日滿防共を轉じ、反省の實を示して東亞の新秩序建設に來り參するや否やは甚だ疑問であります。何となれば彼が二十年來培養して來た軍民の排日抗日思想はあまりに徹底して邊に親日滿の思想に轉じ得ないばかりでなく、彼は排日抗日の長期戦を使喚し、且つ之を支援するソ聯邦、イギリス、フランス等の好策は依然として繼續してゐるからであります。今次の歐洲戦亂の勃發によつて一時積極的援助の手を緩めねばならぬとは云へ、何にかして蔣

政權を助けて日本の勢力を抑へやうとして居り且つ一面に於てはアメリカ合衆國の手を以てその目的を貫かうとしてゐるのであつて、今回のアメリカの對日通商條約廢棄の如きも矢張りその一方策であると推せられて居るのであります。

然らば蔣政權にして國共合作を繼續し、第三國の援助を受けつゝ長期抗戦を敢てする場合に如何になるか。蔣政權麾下の軍隊を中心とする抗日支那軍は尙百五十萬を算し。軍需品はソ聯邦と連絡する陸路、英領ビルマ及び佛領印度支那を経由する陸路によつて援蔣第三國から供給せられて居り、其の輸送力は尙相當量に上るものと考へられます。又武漢敗退後彼の蟠居して居る地方は地の利を得て居るばかりでなく、食糧資源なども概ね充足されて居り、尙第三國との借款も成立し得る情勢でありますから彼は相當長期に亘る抗戰能力を有するものと思はれます。

之に對し帝國は既定の方針に基いて、何處ま

でも膺懲潰滅の戦を續行せねばなりません。これ實に今後尙長期膺懲の唱へられる所以であります。又國共合作により抗日支那軍の一翼をなして居る支那共產軍は、ソ聯邦の支援の下に遊撃戰等の方法に出で、東亞の新秩序建設を妨害して居りますので、之に對しても膺懲を加へねばなりません。

更生新支那の建設

第二は新東亞特に更生新支那の建設に關する問題であります。汪精衛氏を中心とする新支那中央政府の建設作業は着々進行しつゝあるのではありませんが、之と帝國との間に於ける政治工作治安肅正のための武力工作、日滿支共存共榮のための經濟工作、防共工作、文化工作等いづれも皆帝國政府の全力を擧げて協力指導せねばならぬ事業であります。

茲に參考のため滿洲事變に於ける治安工作の例を擧げて見ますと、昭和七年三月一日滿洲國の建國當初約三十萬と稱せられた匪賊及び敗殘兵の討伐の爲に、皇軍數箇師團に滿洲國軍及び

00231

警察隊を加へた兵力と、約七箇年の年月と年々二億乃至三億圓の經費を用ひ、今も尙之に依つて治安を維持しつゝあることを思へば、百五十萬の抗日支那軍に對する磨礪以外に敗殘兵、共產匪、土匪等に對する討伐、即ち建設の爲の武力工作だけに就て考へても、如何に重大な專業であるかを想像することが出來ます。

經濟工作については、應急の處置として先づ支那民衆に衣食住と仕事を傳へさせ、利用し得べき物は速かに之を利用することも必要であるが其の本格的建設に當つては、日滿支三國の國防確立に遺憾ない様にすると同時に、三國に於て有無相通じ共存共榮の實を擧げることが本則とする經濟の開發、及び民衆の更生を主眼として實施すべきであります。即ち此の方針に基いて埋藏資源の開發、棉花、羊毛、麻等の資源の培養、之等に伴ふ交通施設、工場施設等何れも五年計畫、十年計畫といふ様な單位を以て進まねばなりません。而も之が爲には帝國は莫大なる資本と優秀な技術とを提供する必要があります

更に容共抗日、歐米依存の支那を親日滿防共の支那に轉向せしむると共に、日本文化の普及東洋文化の復興、新文化の創造を期する文化工作に至つては、少くも三十年五十年を要する事業であつて、日滿支提携の應急對策だけを考へても、速効的な思想工作を積極的、持續的に遂行せねばなりません。新興政權の堅實なる發展は一にこれ等の諸工作の堅實なる進展如何に繫がるのであります。

### 國家總力戰態勢の強化

右の様に抗日支那に對する長期磨礪、及び東亞新秩序の建設をすることはなかく容易ならざる大事業でありますと共に、このことは東亞を赤化せんとするソ聯邦や、支那の準植民地的狀態を維持せんとする諸國にとつて甚しく苦痛とする處であつて、茲に帝國と之等の第三國との間に利害の衝突があるのであります。今次事變の勃發以來之等の諸國が絶えず蔣政權の援助と利權の獲得とに狂奔してゐるのもこれが爲であります。故にもし、この長期磨礪長期建設

00232

の間にあつて、帝國が苟くも國力を消耗したり國民精神の弛緩を來して疲勞の色を現はしたりする様な事があつたならば、必ず日清戰爭後の様な第二の三國乃至四國干渉を誘發する危険があります。この難關を突破するにはどうしても偉大なる國力を培養して國家總力戰態勢を強化擴充せねばなりません。尙此の國力充實は支那民衆、特に其の知識階級を指導する爲にも必要なることでもあります。何となれば、彼等の容共抗日、歐米依存の思想は甚だ根強く、單に政治經濟、文化等の工作だけでは此の誤れる思想を近き將來に一掃することは困難でありまして、支那を握る背後の魔の手を斷ち切ると共に、偉大なる力を以て恩威併せ行はねば、遽に親日滿防共に向向させることが出來ないからであります。

かくして支那事變の將來は前途尙遠慮で、今後一層大きな困難が豫想されるのであります。我々國民は彌々時局の重大性を正しく認識して各自が自肅自戒して滅私奉公、萬民輔翼の態勢

を以て難關を突破して事變有終の美を濟さねばならぬのであります。



### 我が國の人口問題

滿洲事變までの吾が國の人口問題は、年々百萬前後の人口の自然増加を如何に處理するかにあつた。人口百萬と云へば鳥取縣の人口の二倍である。毎年鳥取縣人口の二倍づゝ増加して行けば、日本は一年に鳥取縣の二倍の面積が増加しなければ國民は現在の生活狀態を維持して行くことは出來ないのだ。國民が今日のまゝの生活維持する爲には、鳥取縣の二倍の面積を年

々増加するか、さもなければ人口増加を抑制するかしなればならぬと云ふことが問題であつたのである。卒直に云ふことを許さるゝならば滿洲事變も今次の支那事變も自然に膨脹する吾が人口増大の必然的發展でもあつたのだと云へる。

然るに愈々大陸政策の實行に當り、東亞新秩序の建設に乗り出す事になると、自然に増加する百萬足らずの人口では到底足りない。日滿一體の國による滿洲國の開發の爲に、北支及び蒙古方面への國威の進展の爲に、或は中南支及び太平洋方面への我が國民の發展の必要から云つても、我が大和民族の人口は幾らあつても足りない。何とかして人口の増殖を圖らなければならぬのである。然るに此の時我が人口の増加率が近年減少の徴を示す風あることは、極めて憂慮すべき現象と云はなければならぬ。

一體人口問題を考へるについては、その自然増加だけを見ないで、出生状態と死亡状態とから見ねばならないのであるが、従ふとかく自然

増加だけから考へて我が國の人口増加を云々して居たのであつて、實は自然増加が少しも衰へぬ間に出生そのものは減退しつゝあつたのである。

即ち大正九年からの出生率と死亡率とに就いて見ると、大正九年の出生は人口千に對して三六・二であつて、死亡率は二五・四、その差の一〇・八が自然増加で、これを實數にすると百萬前後の人口増加となつて現れたものである。然るにこの大正九年の出生率千につき三六・二が翌年は三五臺に下り、其の翌年は更に三四臺に下り、その後一上一下はしたが結局昭和九年の如きは二九臺に落ちた。

これをヨーロッパの文明諸國家について見るに、イギリスは五十年前、ドイツも二十五年位前までは最近の日本の如く自然増加の人口を如何に處理して行くべきかが大きな問題であつたそれがイギリスでは半世紀の間に、またドイツでは僅に二十五年の間に出生率と死亡率とが大差等しいあたりを上下するやうになつ、フラン

スの如きはもうマイナスにまでなつて逐次人口減少の傾向をたどり、いづれも大きな悩みをなしてゐるのである。

然るに我が國に於ては大體に下り坂の三分目位まで下つて居る。あとの七分がどうなるか々問題であるが、矢張りイギリスやドイツのやうになりはしないかと云ふことが憂ふべき點なのである。

我が國に於ける前記の傾向は一體何に原因するかについては種々いはれてゐるのであるが、要するに産兒制限と晩婚の傾向が盛んになつて來た爲であると考へねばなるまい。特に文化の浸潤して居る知識階級に於ては文化生活に對する憧憬、晩婚と産兒制限等の風潮が漸次深刻化し、都市インテリのこの傾向が僅かに地方農民の出産力によつて補はれつゝある風となつてゐて、この風潮が追々廣まるに従つて現下の出生率低下を來して居るを見なければならぬのである。

一面又注意しなければならぬことは優生學

との所謂逆淘汰の問題である。即ち量の貧困化に伴つて起つて來る質の問題である。それは産兒制限を行ふ風の生じやすいのは大抵知識階級上層階級、つまり目覺めたる階級と云はれる部分であつて、社會の被保護階級、或は惡質の遺傳を有する階級等に於ては産兒制限などを行はない。従つて生れて欲しいものが生れないで、生れて欲しくない者の子孫が殖える結果となるのである。

優秀なる子孫が減少して

劣弱なる子孫が殖える結果は國民の質的低下を來すこととなり、我が大和民族の發展上ゆゑしき大事なのである。單に表れたる數字のみに満足しないで、質的の人口問題をも大いに研究して、適切なる方途を講じなければならぬのである。しかして知識階級出生の増加を圖る爲には、一言にして云へば早婚を奨励すべきであり増加する子弟の養育を容易ならしめるやう社會制度上の種々なる考慮を拂ふべきである。それが爲には教育制度の刷新による就學期間の短縮結婚生活者の最低俸給の規定、住宅費の軽減、